

○国土交通省告示第五百六十四号

核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第十七条の二第十項第一号ロの規定に基づき、核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年六月一日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示の一部を改正する告示

核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示（平成二年運輸省告示第五百九十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(申告書に記載する事項等)</p> <p>第十一条の六 規則第十七条の第二十項第一号ロに規定する申告書に記載する事項及び当該事項に対応するその他の書類は、次の表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(表 略)</p> <p>注</p> <p>1 第十号の上欄に掲げる犯罪及び懲戒の経歴は、次に掲げるものについて申告すること。この場合において、当該経歴の詳細を対象者との面接において確認し、特定核燃料物質の防護に関連するものであるか否かを判断すること。</p> <p>イ 次に掲げる法律に規定する罪により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることになつた日から起算して五年を経過しない者に該当する場合にあっては、その具体的な犯罪歴</p> <p>(1) (3) (略)</p> <p>(4) 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十四号)</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>ロゝニ (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(申告書に記載する事項等)</p> <p>第十一条の六 規則第十七条の第二十項第一号ロに規定する申告書に記載する事項及び当該事項に対応するその他の書類は、次の表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(表 略)</p> <p>注</p> <p>1 第十号の上欄に掲げる犯罪及び懲戒の経歴は、次に掲げるものについて申告すること。この場合において、当該経歴の詳細を対象者との面接において確認し、特定核燃料物質の防護に関連するものであるか否かを判断すること。</p> <p>イ 次に掲げる法律に規定する罪により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることになつた日から起算して五年を経過しない者に該当する場合にあっては、その具体的な犯罪歴</p> <p>(1) (3) (略)</p> <p>(4) 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十四号)</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>ロゝニ (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この告示は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十七号）の施行の日から施行する。